

TOPICS トピックス

TOPICS

サイバー犯罪・サイバー
攻撃対策に関する国際連携
の推進



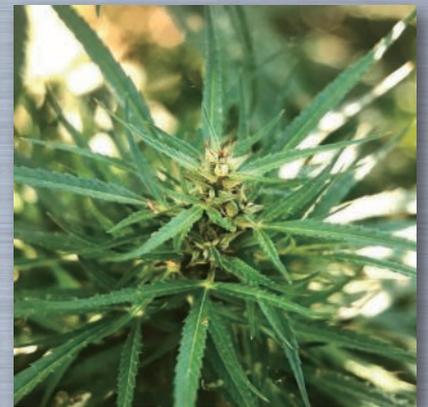
TOPICS

犯罪被害給付制度の充実



TOPICS

大麻事犯の状況と
警察の取組



TOPICS

自動運転の実現に向けた
警察の取組



TOPICS

対日有害活動等の現状と
警察の取組



サイバー犯罪・サイバー攻撃 対策に関する国際連携の推進

(1) 国際捜査共助

国境を越えて行われるサイバー犯罪・サイバー攻撃^(注1)について、国内における捜査で犯人を特定できない場合は、外国捜査機関の協力を求める必要がある。

警察庁では、サイバー犯罪に関する条約^(注2)、刑事共助条約（協定）^(注3)、ICPO^(注4)、サイバー犯罪に関する24時間コンタクトポイント^(注5)等の国際捜査共助の枠組みを活用し、国境を越えて行われるサイバー犯罪・サイバー攻撃に対処している。

MEMO 「WannaCry」感染事案におけるICPOと連携した取組

平成29年5月、世界各国において政府機関、病院、銀行、企業等のコンピュータが、「WannaCry」等と呼ばれるランサムウェア^(注6)に感染させられる事案が発生し、30年5月末現在、我が国でも37件の被害が確認されている。警察庁では、ICPOが開催した同事案に関する電話会議に参加し、各国の被害状況や捜査状況等について情報交換を行ったほか、ICPOが発行する国際手配書の作成に協力した。



「WannaCry」が仮想通貨を要求するコンピュータ画面

CASE

警察庁では、29年度から、ICPOに対し、警察庁ウェブサイト「@police」において公開しているインターネット観測結果^(注7)の提供を行うことで、ICPO及びICPO加盟国におけるサイバー攻撃対策に貢献するとともに、ICPO及びICPO加盟国とのサイバー攻撃に関する連携強化を図っている。

(2) 外国捜査機関等との連携の推進

① 外国捜査機関等との情報交換等

警察庁では、外国捜査機関等との情報交換を通じて、サイバー空間の脅威に対する対処能力を強化している。

例えば、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、これまでのオリンピック・パラリンピック競技大会開催国であるブラジ

ル及び韓国の捜査機関等と、各大会において実施したサイバーセキュリティ対策等について情報交換を行っている。

また、FBI^(注8)による米国内外の捜査機関等の職員を対象としたサイバー犯罪対策等に関する研修に我が国の警察職員を派遣するなどして、サイバー空間の脅威への対処に関し、外国捜査機関等との連携を強化している。

注1：118頁参照

2：サイバー犯罪から社会を保護することを目的として、コンピュータ・システムに対する違法なアクセス等一定の行為の犯罪化、コンピュータ・データの迅速な保全等に係る刑事手続の整備、犯罪人引渡し等に関する国際協力等につき規定している。平成24年に我が国について発効した。

3：229頁参照

4：International Criminal Police Organization（国際刑事警察機構）の略

5：平成9年（1997年）12月のG8司法内務閣僚会合で策定された「ハイテク犯罪と闘うための原則と行動計画」等に基づき設置されたもので、30年5月現在、82の国・地域に設置されている。

6：感染したコンピュータの機能を制限し、その制限の解除と引換えに金銭を要求するコンピュータ・ウイルス

7：126頁参照

8：Federal Bureau of Investigation（米国司法省連邦捜査局）の略

② 国際会議等を通じた情報共有等

警察庁では、多国間における情報交換や協力関係の確立等に積極的に取り組んでおり、平成29年中は、G7ローマ/リヨン・グループ^(注)に置かれたハイテク犯罪サブグループ、ICPOが主催するサイバー犯罪に関するユーラシア地域作業部会、日米サイバー対話、日・ASEANサイバー犯罪対策対話等の国際会議に参加したほか、東京でICPOと日中韓香サイバー犯罪対策課長級会合を共催するなど、サイバー空間の脅威に関する情報の共有や、国際捜査共助に関する連携強化等を推進している。

また、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議を12年度から毎年度開催し、情報技術解析に関する知識・経験等の共有を図っている。29年度は、アジア大洋州地域の国等の情報技術解析担当官やサイバー犯罪捜査官のほか、この分野で先進的な取組を行う英国国家犯罪対策庁、フランス国家憲兵隊、FBI、外国の学術機関等が参加し、情報技術解析の高度化・効率化や、サイバー犯罪



アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議

対策に係る国際連携及び官民連携に関する発表・討議、情報技術解析に関する演習等を実施した。

(3) 国際協力の推進

警察庁では、サイバー空間の脅威への諸外国の対処能力の向上を図るため、外務省や独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携して外国捜査機関等に対する支援を行っている。

MEMO 外国捜査機関等の職員に対する研修の実施

警察庁では、平成26年度から、外国捜査機関等のサイバー犯罪対策等に従事する職員を招へいし、サイバー空間の脅威への対処に関する知識・技術を習得させるとともに、外国捜査機関等との協力関係を強化することを目的とした研修を実施している。29年1月から同年2月にかけての研修では、ICPOとの共催により、「デジタルセキュリティチャレンジ」と呼ばれる実践的な訓練を実施し、各国の研修員及び我が国の警察職員から構成される複数の班が、医療機関のコンピュータがランサムウェアに感染して機能が制限され、その制限の解除と引換えに仮想通貨を要求されたことを想定した訓練に共同で取り組んだ。

また、29年度から、ベトナム公安省の職員を受け入れて、サイバーセキュリティ対策等に関する知識・技術の習得を目的とした研修を行っている。



研修の状況

注：昭和53年（1978年）にボン・サミットを契機に発足したG8テロ専門家会合（G8ローマ・グループ）と平成7年（1995年）にハリファックス・サミットで設置されたG8国際組織犯罪対策上級専門家会合（G8リヨン・グループ）が、平成13年（2001年）の米国における同時多発テロ事件以降合同で開催されているもので、国際組織犯罪対策やテロ対策等について検討している。なお、平成26年（2014年）3月より、G7として実施している。

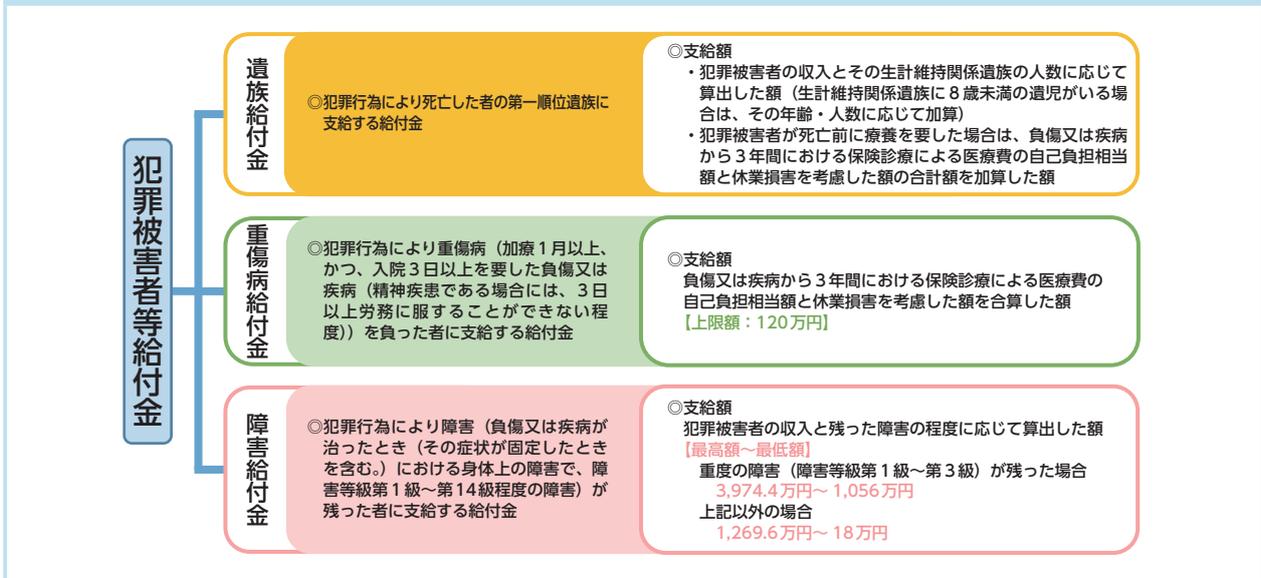
犯罪被害給付制度の充実

(1) 犯罪被害給付制度の概要

犯罪被害給付制度は、日本国内において行われた通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない犯罪被害者又はその遺族に対し、社会の連帯共助

の精神から、国が一定の給付金を支給するものである。この制度は、犯罪被害者支援法^(注1)に基づき、昭和56年1月に開始され、犯罪被害者及びその遺族の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的としている。

図表 II - 1 犯罪被害給付制度



図表 II - 2 犯罪被害給付制度の運用状況

区分	年度					累計
	平成26年度以前	27年度	28年度	29年度		
申請に係る犯罪被害者数（人） （申請件数（件））	10,503 (14,378)	452 (552)	460 (536)	390 (454)	11,805 (15,920)	
うち裁定に係る犯罪被害者数 （裁定件数）	10,097 (14,012)	455 (559)	440 (524)	397 (461)	11,389 (15,556)	
支給裁定に係る犯罪被害者数 （裁定件数）	9,449 (13,199)	422 (523)	390 (470)	353 (414)	10,614 (14,606)	
不支給裁定に係る犯罪被害者数 （裁定件数）	648 (813)	33 (36)	50 (54)	44 (47)	775 (950)	
裁定金額（百万円）	28,682	991	882	1,001	31,557	

注：裁定金額の累計が年度別の裁定金額の合計と異なるのは、年度別の裁定金額は100万円未満を四捨五入としているためである。

(2) 犯罪被害給付制度の改正

平成28年4月に閣議決定された第3次犯罪被害者等基本計画^(注2)においては、犯罪被害給付制度の課題について、警察庁において実態調査等を行い、その結果を踏まえた検討を速やかに行って、必要な施策を実施する旨が盛り込まれた。

これを踏まえ、警察庁では、29年4月から、「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」を開催し、同年7月に提言が取りまとめられた。30年3月、同提言を踏まえ、犯罪被害者支援法施行令^(注3)及び犯罪被害者支援法施行規則^(注4)の一部を改正し、同年4月に施行された。

注1：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

2：218頁参照

3：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令

4：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則

当該改正の主な内容は、次のとおりである。

① 重傷病給付金の給付期間の延長

重傷病給付金の給付期間について、犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して1年を経過するまでの間とされていたものを、3年を経過するまでの間に延長した。

② 仮給付金の額の制限の見直し

犯罪被害に係る事実関係に関し、速やかに裁定をすることができない事情があるときに支給することが可能な仮給付金の額について、支給決定時点で認定が可能な犯罪被害者等給付金に相当する額の3分の1が上限とされていたところ、当該犯罪被害者等給付金に相当する額までの支給を可能とした。

③ 幼い遺児がいる場合における遺族給付金の額の引上げ

遺族給付金の額については、生計維持関係遺族の人数に応じ、一般に遺族の生活の回復及び自立に必要とされる期間（10年）を勘案して定められているところ、犯罪行為が行われた時から10年を経過しても18歳に満たない遺児がいる場合についての遺族給付金の額を引き上げた。

④ 親族間犯罪における減額又は不支給事由の見直し

親族間の犯罪被害に係る犯罪被害者等給付金について、犯罪行為が行われた時に親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合等には、当該親族関係を理由とした支給の制限を行わないこと、犯罪行為が行われた時に18歳未満の者が犯罪被害者等給付金を受給する立場にあるときは、その者と加害者との間の親族関係を理由とした支給の制限を行わないこととするなどの見直しを行った。

図表Ⅱ-3 犯罪被害給付制度の改正の概要



大麻事犯の状況と警察の取組

(1) 大麻事犯の状況

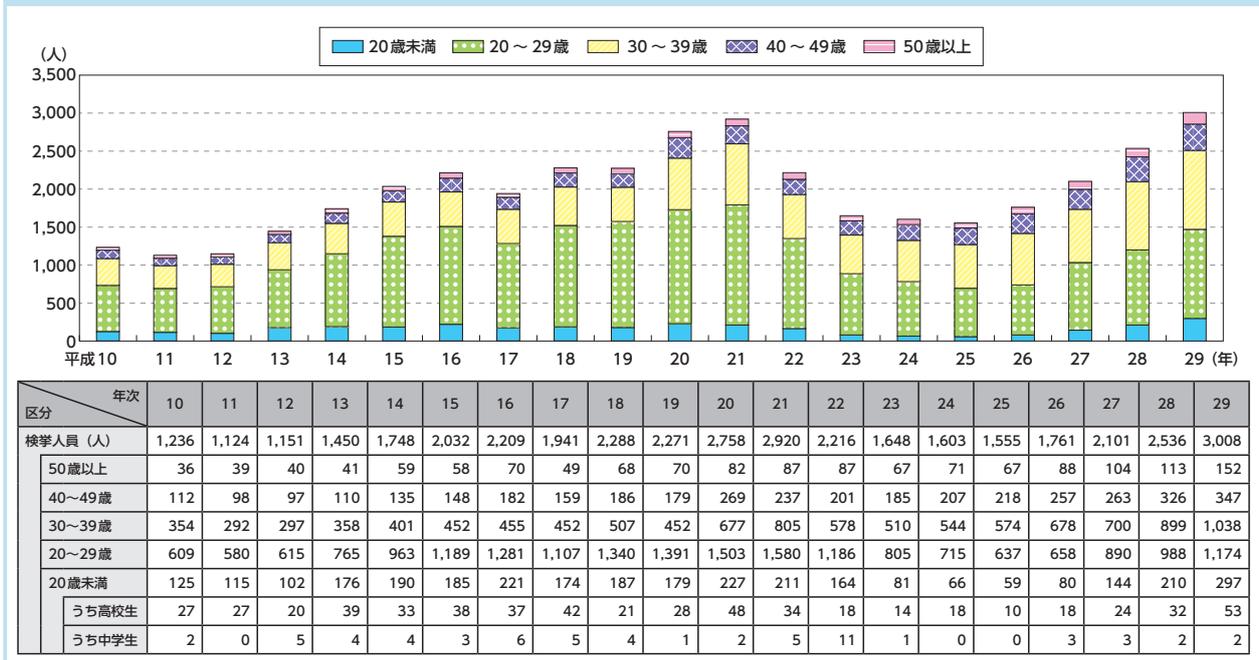
我が国において、大麻事犯は、覚醒剤事犯に次いで検挙人員の多い薬物事犯である^(注1)。

大麻事犯の年齢別検挙人員の推移は、図表Ⅲ-1のとおりである。大麻事犯の検挙人員は、平成22年から25年にかけて減少したが、26年に増加に転じ、29年中は3,008人と、警察庁が保有する昭和33年以降の統計で最多となった。近年の

大麻事犯の特徴としては、全検挙人員のうち初犯者や20歳代以下の若年層の占める割合が高いことが挙げられる。

また、高校生グループによる大麻事犯を複数検挙したことなどにより、29年中の高校生の検挙人員は過去20年間で最多の53人となるなど、若年層による大麻の乱用の拡大が深刻化している。

図表Ⅲ-1 大麻事犯の年齢別検挙人員の推移（平成10～29年）



MEMO 大麻の有害性

近年、大麻は無害であるなどの誤った情報がインターネット上等でみられるが、大麻の花穂や葉等に含まれるTHC^(注2)は、記憶障害等を引き起こすほか、知的水準の低下や幻覚、妄想等が発現する大麻精神病の原因になると考えられている。また、大麻の使用の影響による交通事故や、大麻の乱用者による犯罪や自殺等が発生していることから、大麻の乱用は、人体にとって有害であるだけでなく、社会の安全を脅かすものといえる。

注1：大麻の押収量については、140頁参照

注2：「テトラヒドロカンナビノール (Tetrahydrocannabinol)」の略名

(2) 警察の取組

① 供給の遮断

大麻は、その大半が密輸入されている覚醒剤等と異なり、国内で栽培されたものも多く取引されており、平成29年中は、暴力団員等が倉庫や雑居ビ

ル等で大量の大麻を栽培していた事案が相次いで検挙された^(注)。警察では、薬物犯罪組織の壊滅や供給ルートの解明に向け、大麻の栽培事犯、密売事犯等の徹底検挙に努めている。

CASE

東組傘下組織組長(54)らは、28年7月頃から同年10月にかけて、和歌山県内の倉庫において大麻を栽培した。同年11月までに、同組長ら4人を大麻取締法違反(営利目的栽培等)で逮捕した。また、同事件の捜査を端緒として、東組傘下組織幹部(43)らが、同月頃から29年2月にかけて、岐阜県内の倉庫において大麻を栽培していたとして、同年3月までに、同幹部ら5人を同法違反(営利目的栽培等)で逮捕した。

両事件において、合計約2万2,000本の大麻草、乾燥大麻約6.7キログラム等を押収した(奈良、岐阜)。



栽培されていた大麻

MEMO 違法な大麻の栽培場所の特徴

違法な大麻の栽培が行われている雑居ビルやマンション等の部屋には、大麻の開花時期を調節するなどの理由から、

- 常時エアコンを稼働させている
- 窓を黒色のビニール等で塞いで遮光している
- 園芸用の資材や枯葉等が廃棄される

などの不審な点がみられるため、警察では、地域住民に対して情報提供を呼び掛けている。

② 需要の根絶

近年、海外の法制度に関する断片的な情報等に基づき、国民の間に大麻の有害性やその乱用の違法性は低いなどといった誤った認識が広まっていることが強く懸念される。警察では、大麻事犯の検挙の徹底を図るとともに、関係機関・団体と連携し、大麻の乱用の拡大が深刻化している若年層を対象とした広報啓発活動を通じて大麻の有害性等を訴え、その乱用の拡大防止に努めている。



薬物乱用防止教室

MEMO 様々な形状の大麻

我が国において押収される大麻は、大麻草を乾燥させて砕いた乾燥大麻が一般的であるが、近年では、大麻草からTHCを高濃度で抽出した液状又はワックス状の大麻や、大麻草から抽出したTHCを混ぜた食品等も押収されている。警察では、これらの形状の大麻が更なる大麻の乱用の拡大につながるおそれがあることから、徹底した取締りに努めている。



乾燥大麻



大麻樹脂



液状の大麻



ワックス状の大麻



THCを含むあめ

注：大麻事犯への暴力団の関与については、141頁参照

TOPICS

自動運転の実現に向けた警察の取組

(1) 自動運転をめぐる最近の動向

近年、国内外の自動車メーカーやIT企業等によって、完全自動運転を視野に入れた技術開発が急速に進められている。我が国において、自動運転の実現は、成長戦略の一環と位置付けられ、その実現に向けた取組が進められているところ、平成29年5月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議において策定された「官民ITS構想・ロードマップ2017」では、2020年を目途に市場化が期待される高度自動運転システム^(注1)の実現に当たっては、「ドライバーによる運転」を前提とした交通関連法規の見直しが必要であるとされたほか、30年4月には、高度自動運転の実現に向けた「自動運転に係る制度整備大綱」(以下この項において「大綱」という。)がまとめられた。政府は、大綱に基づく制度整備を進めるなどして、自動運転の早期実現を目指している。

(2) 自動運転の実現に向けた警察の取組

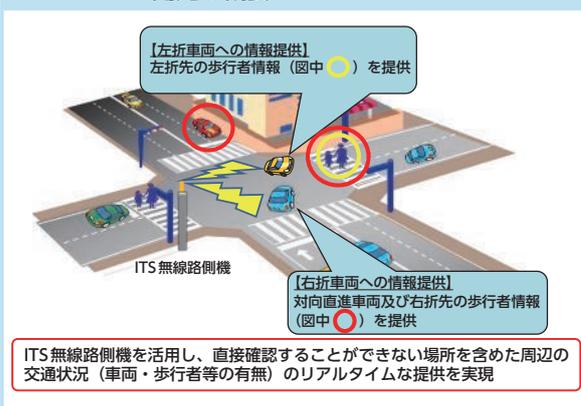
自動運転の技術は、我が国の将来における交通事故の削減や渋滞の緩和等を図る上で不可欠なものになると考えられることから、警察としても、その進展を支援すべく積極的に取組を進めている。

① 自動運転システムの実用化に向けた研究開発

警察庁では、信号情報や交通規制情報を提供する技術的方法等、自動運転の実現に必要な技術について、関係機関・団体等と連携しつつ、検討を進めている。

特に、自動運転システムの実用化に当たっては、自動車が信号情報等をリアルタイムに認識し、制御を行う仕組みが必要不可欠となることから、警察庁では、SIP^(注2)に基づき、信号情報等を提供する路側システム等の研究開発を実施している。また、警察では、光ビーコン^(注3)の機能を活用したシステムの整備^(注4)に加え、ITS無線路側機^(注5)の活用等について技術的な検討を進めるなど、より安定的かつ高精度の信号情報等の提供に向けた取組を推進している。

図表Ⅳ－1 周辺の交通状況等の提供に関する研究開発の概要



注1：我が国では、SAE (Society of Automotive Engineers) InternationalのJ3016におけるSAEレベル0 (運転者が全ての運転タスクを実施) からSAEレベル5 (システムが全ての運転タスクを実施 (限定領域 (システムが機能するよう設計されている特有の条件) 内ではない) し、システムの作動継続が困難な場合であっても、利用者の応答が期待されない) までの6段階の自動運転レベルの定義を採用しており、自動運転システムのうち、SAEレベル3 (システムが全ての運転タスクを限定領域内で実施するが、システムの作動継続が困難な場合は、システムの介入要求等に対して、運転者の適切な応答が期待される) 以上を「高度自動運転システム」と、SAEレベル4 (システムが全ての運転タスクを限定領域内で実施し、システムの作動継続が困難な場合であっても、利用者の応答が期待されない) 及びSAEレベル5を「完全自動運転システム」と呼ぶ。

注2：Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program (戦略的イノベーション創造プログラム) の略

注3：通過車両を感知して交通量等を測定するとともに、車載装置と交通管制センターの間のやり取りを媒介する路上設置型の赤外線通信装置

注4：177頁参照

注5：信号制御機や車両感知器等と接続し、設置されている交差点における信号灯火、横断歩行者等の有無といった周辺の交通状況等を、700MHz帯の周波数を利用して広範囲に連続して提供する路上設置型の無線通信装置

② 国際的な議論への参画

我が国が締約しているジュネーブ条約^(注1)では、第8条第1項において「一単位として運行されている車両又は連結車両には、それぞれ運転者がいなければならない」と規定されていることなどから、完全自動運転を実現するためには、国際条約との整合性を図るための措置が必要となると考えられる。

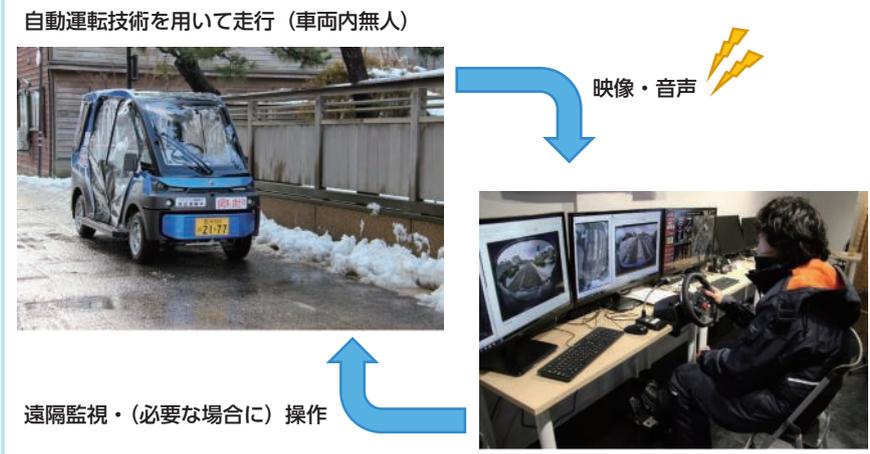
近年、自動運転と国際条約との整合性等に関しては、国際連合経済社会理事会の下で欧州経済委員会内陸輸送委員会に置かれたWP1^(注2)において議論が行われている。我が国は、平成26年（2014年）9月の第69回会合からオブザーバーとしてWP1に参加していたところ、平成28年（2016年）2月、同委員会において、我が国がWP1の正式メンバーとなることが承認された。また、平成27年（2015年）10月にWP1の下に設置された自動運転に関する非公式専門家グループ（IGEAD^(注3)）の会合にも発足当初から参加するなどしており、警察庁では、WP1等への参画を通じて、完全自動運転の早期実現を目指し、国際的な議論に取り組んでいる。

③ 法制度面を含む各種課題の検討

警察庁では、27年10月から、有識者を交えて、自動運転システムの開発等に当たって不可欠な公道における実証実験の実施に伴う課題も含め、自動運転の実現に関する法制度面を含む各種課題について検討を行っており、28年5月には、交通の安全と円滑を図る観点から留意すべき事項等を示す「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」を、29年6月には、「遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る道路使用許可の申請に対する取扱いの基準」^(注4)を、それぞれ策定・公表した。また、29年度には、「技術開発の方向性に即した自動運転の段階的実現に向けた調査検討委員会」を開催し、高度自動運転システムの実用化に向けた道路交通法等の在り方や、複数の車両を電子連結させる技術を活用する隊列走行の実現に向けた各種調査及び検討を行うなど、交通の安全と円滑を確保した上での自動運転の段階的実現に向けた取組を推進した。

大綱に基づき高度自動運転を実用化するためには、交通状況の監視、車両のハンドルの操作等の運転に必要な行為の全てについて、運転者が自ら実施することを前提とした現在の道路交通法の見直しが必要となることから、警察では、自動運転の実現に向け、政府全体のロードマップを踏まえつつ、今後開発される自動運転システムの具体的な性能や使用方法等を把握しながら、同法に関連する課題の検討を更に進めるなど、交通の安全と円滑の確保の観点から必要な取組を引き続き推進することとしている。

図表Ⅳ-2 遠隔型自動運転システムの公道実証実験の概要



注1：昭和24年（1949年）にスイス・ジュネーブにおいて作成された道路交通に関する条約の通称

注2：Global Forum for Road Traffic Safety（道路交通安全グローバルフォーラム）の通称

注3：Informal Group of Experts on Automated Drivingの略

注4：自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて公道において自動車を走行させる実証実験について、道路使用許可の対象行為とすることとし、全国において実験主体の技術のレベルに応じた実験を、一定の安全性を確保しつつ円滑に実施することを可能とするもの

TOPICS 対日有害活動等の現状と 警察の取組

(1) 対日有害活動等の現状

北朝鮮は、我が国においても、潜伏する工作員等を通じて活発に各種情報収集活動を行っている。また、朝鮮総聯^(注1)は、平成29年中、朝鮮学校への高校授業料無償化制度の適用や補助金支給をめぐる問題等について宣伝活動や要請行動を行うなど、我が国における親朝世論を形成するための活動を活発化させている。

中国は、諸外国において活発に情報収集活動を行っており、我が国においても、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に研究者、技術者、留学生等を派遣するなどして、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集活動を行っているほか、政財官学等の関係者に対して積極的に働き掛けを行っていると思われる。特に、最近では、中国政府の関係者が、同国内で深刻化している大気汚染や高齢化等の問題に関して、これらの分野の先端技術を有する我が国の企業を積極的に訪問するとともに、あらゆる機会を通じて、中国への進出を働き掛けるなどの動向がみられる。

ロシアは、その情報機関が世界各地において活発に活動しており、我が国においても活発に情報収集活動を行っている。

(2) 警察の取組

① 違法な情報収集活動の取締り

警察では、様々な形で行われる対日有害活動等について、我が国の国益が損なわれることのないよう、平素からその動向を注視し、情報収集・分析等に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

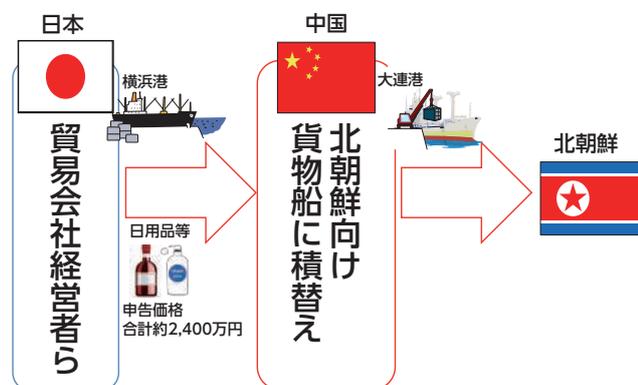
このような取組の結果、平成28年には北朝鮮関係の諜報事件を新たに検挙しており、同事件の被疑者が、韓国における協力者と連携するなどして、韓国の政界に関する情報を収集するなど、様々な活動を行っていたことが明らかとなった。

② 対北朝鮮措置に関係する違法行為の取締り

我が国は、北朝鮮による拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、国際連合安全保障理事会決議に基づく対北朝鮮措置（武器等の輸出入の禁止、人的往来の禁止等）のほか、我が国独自の措置（北朝鮮籍船舶の入港禁止措置、北朝鮮との間の全ての品目の輸出入禁止等）を実施している。警察では、対北朝鮮措置の実効性を確保するため、対北朝鮮措置に関係する違法行為に対し、徹底した取締りを行っており、30年1月までに38件の事件を検挙している。

CASE

貿易会社経営者（41）らは、21年6月18日から北朝鮮を仕向地とした全ての貨物の輸出禁止措置がとられていたにもかかわらず、26年12月から28年1月にかけて、経済産業大臣の承認を受けずに、日用品等を中国・大連を経由して北朝鮮に輸出した。30年1月、同経営者ら2人を外為法^(注2)違反（無承認輸出）で検挙した（大阪）。



注1：正式名称を在日朝鮮人総聯合会という。

注2：外国為替及び外国貿易法

③ 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出の取締り

我が国は、世界中で利用されている先端技術に関する情報や最先端の高性能製品を数多く有しており、これらの技術情報等の中には、使用方法によっては軍事用途に転用可能なものも含まれる。

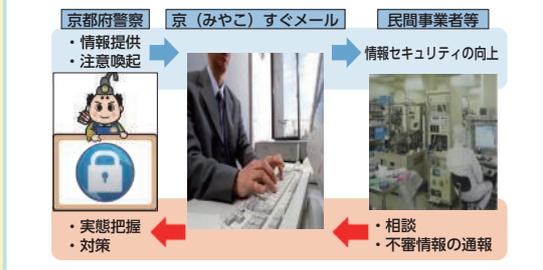
警察では、官民連携等による技術情報等の流出防止に向けた取組を積極的に行っているほか、29年12月までに、36件の大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事件を検挙している。

MEMO 技術情報等の流出防止に向けた官民連携の枠組み

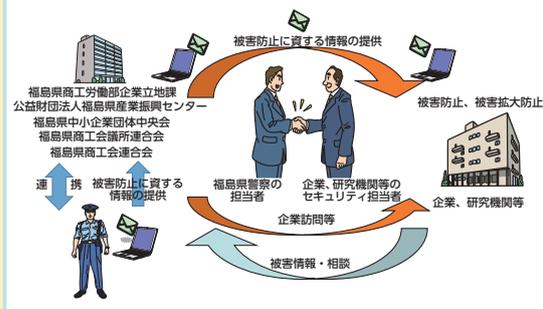
京都府警察では、京都府知事部局、京都市、商工団体、協同組合等との間で、官民連携した技術情報等の流出防止ネットワークである「モノづくり・プリザーブ」、通称「モノ・プリ」を構築しており、京都府警察が運用する電子メールシステムを活用して、民間事業者等からの相談や不審情報の通報等を受け付けているほか、京都府警察から民間事業者等に対して、技術情報等の流出防止に関する情報の提供及び注意喚起を行っている。

また、福島県警察では、福島県知事部局、商工団体等と連携して、「ふくしま技術情報等不正流出防止ネットワーク」、通称「ふくしまPITネット」を構築しており、電子メール等を通じて、技術情報等の流出防止に関する情報を商工団体の傘下企業等に提供しているほか、福島県警察の担当者が個別に企業等を訪問し、技術情報等の流出防止に関する講習を行っている。

図表V-1 「モノ・プリ」



図表V-2 「ふくしまPITネット」



CASE

宝飾加工機器製造販売会社の代表取締役（70）らは、武器、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの高いものとして、外為法で輸出が規制されている真空誘導炉を、経済産業大臣の許可を受けずに、26年11月、イランに輸出した。29年2月、同代表取締役ら1法人2人を外為法違反（無許可輸出）で検挙した（警視庁）。

CASE

産業廃棄物処理会社の元代表取締役（58）らは、武器、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの高いものとして、外為法で輸出が規制されている炭素繊維の製造用装置の部分品である不融化炉等の炉体を、経済産業大臣の許可を受けずに、25年5月から同年8月にかけて、中国に輸出した。29年3月、同元代表取締役ら3人を外為法違反（無許可輸出）で逮捕した（広島、石川、愛知）。

CASE

中国人留学生（22）は、武器、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの高いものとして、外為法で輸出が規制されている航空機搭載用赤外線カメラを、経済産業大臣の許可を受けずに、28年5月、中国に輸出した。29年11月、同留学生を外為法違反（無許可輸出）で検挙した（警視庁）。



ピーポくん

傷ついた心に寄り添うこと

私は、心理技術職員として、犯罪被害に遭われた方のカウンセリングを担当しています。接する方の多くは「魂の殺人」と呼ばれる性犯罪の被害女性で、中には、何が起きたのかさえ分からず、漠然とした不安を抱える幼い被害者もいます。

例えば、私がカウンセリングを担当した被害者の中で、自宅で被害に遭い、被害後もしばらくの間、共働きの御両親が帰宅するまで自宅で一人で過ごさなければならなかった児童がいました。そのような場合、私は、家庭訪問を行って被害児童の安全を守りながら、被害児童にとって自宅が再び安心できる場所となり、被害に遭う前の生活に戻れるようにカウンセリングを行うことがあるほか、被害児童の御家族を支え、お互いが直接話せない思いをそれぞれに伝えて、御家族のつなぎ役を果たせるようにしています。

また、日頃から捜査員に対しては、被害者に起きる

トラウマ等の心身の反応や、被害者に真実を語ってもらうための接し方等について教示し、被害者の精神的負担の軽減を図りながら、被害者が捜査に協力していただけるよう、被害者支援と捜査の連携に努めています。

警察は、犯罪被害者が最初に関わる公的機関であることから、自ら民間の相談室や病院を訪れることができない被害者が、傷ついた心を回復し、被害を乗り越えて一歩前に踏み出す一助となれる可能性を持っていると考えています。

私は、これからも傷ついた被害者の心に寄り添って、被害者が人への信頼感を取り戻し、再び自分の力で生活できるよう、支援を続けていきたいと思っています。



from

警視庁総務部企画課
犯罪被害者支援室被害者相談係

さとう きよみ
佐藤 清美 副主査



エスピーくん

トマト農家による大麻栽培事件

平成29年のある日、私は、「トマト農家が浜松市庄内地区のビニールハウスで大麻を栽培し、ヤクザに頼んで密売先を探している。乾燥大麻のストックは10キログラム以上ある」との情報を入手しました。

情報のみでは、農家や栽培場所を特定できず、該当するビニールハウスを探すことから捜査を開始しましたが、浜松市庄内地区は旧来からの農村地帯で、地区内にビニールハウスは数百棟も存在しました。

無造作にビニールハウスをのぞけば、野菜泥棒と疑われてしまうおそれがあるため、犬を連れて散歩をしながらビニールハウスを1棟ずつ地道に確認

したほか、ヘリコプターによる上空からの視察や地道な情報収集活動等により、大麻の栽培場所を絞り込んでいきました。

その結果、地区内で10棟並んだビニールハウスのうちの1棟で大麻が栽培されていることをついに突き止め、被疑者2名を割り出しました。

その後の一斉捜索により、ビニールハウス内から全長2メートルに及ぶ収穫間近の大麻草約100本と、被疑者の自宅から「バズ」と呼ばれる幻覚作用の強い乾燥大麻約13キログラムを押収し、大麻の拡散を防止することができました。

私は、薬物銃器捜査に30年近く従事し、真の薬物対策は「供給源や密売組織の検挙」であるとの信念があります。今後もこの信念の下、日々業務に励んでいきます。

from

静岡県警察本部刑事部組織犯罪対策局
薬物銃器対策課密輸対策銃器情報係

もり たつや
森 達也 警部補

